

事務連絡
令和元年12月2日

静岡県看護協会長 様
静岡県訪問看護ステーション協議会長 様

静岡県医師会

日本医師会が開催する
「医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修会」について
(ご案内)

平素より、本会事業に格段のご理解とご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、標記研修会の件につきまして、今般、日本医師会長より別紙のとおり開催する旨の通知がありましたのでご案内いたします。

については、貴会関係各位にご周知いただき、参加を希望される方がいらっしゃいましたら12月16日(月)必着にて、日本医師会 医事法・医療安全課宛てにお申込み(郵送)くださいますようお願いいたします。

なお、ご不明な点がございましたら、日医 医事法・医療安全課 (TEL 03-3942-6484) もしくは県医師会事務局 (中山 / TEL 054-204-3310) までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

都道府県医師会長 殿
都市区医師会長 殿

日本医師会
会長 横倉 義武



令和元年度 在宅看取りに関する研修事業
「医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修会」の
開催について

今般、日本医師会では、令和元年度厚生労働省在宅看取りに関する研修事業の委託を受け、「医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修会」を開催することとなりました。

情報通信機器 (ICT) を用いた死亡診断等の取扱いについては、「規制改革実施計画」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)において、在宅での穏やかな看取りが困難な状況に対応するため、医師が自らの診療下にある患者について、受診後 24 時間経過して死亡した場合であっても、下記 a～e の全ての要件を満たす場合には、医師が対面での死後診察によらず死亡診断を行い、死亡診断書を交付することができるよう、早急に具体的な運用を検討し、規制を見直すこととされたことを受け、平成 28 年度厚生労働科学研究において情報通信機器 (ICT) を用いた死亡診断等を行う際の基本的考え方、具体的手順等についての研究がなされ、その結果を踏まえ「情報通信機器 (ICT) を利用した死亡診断等ガイドライン」(以下、「本ガイドライン」)が策定されたところです。(平成 29 年 9 月 19 日日医発第 595 号通知参照)

- a 医師による直接対面での診療の経過から早晚死亡することが予測されていること
- b 終末期の際の対応について事前の取決めがあるなど、医師と看護師と十分な連携が取れており、患者や家族の同意があること
- c 医師間や医療機関・介護施設間の連携に努めたとしても、医師による速やかな対面での死後診察が困難な状況にあること
- d 法医学等に関する一定の教育を受けた看護師が、死の三兆候の確認を含め医師とあらかじめ決めた事項など、医師の判断に必要な情報を速やかに報告できること
- e 看護師からの報告を受けた医師が、テレビ電話装置等の ICT を活用した通信手段を組み合わせて患者の状況を把握することなどにより、死亡の事実の確認や異状がないと判断できること

今般、本ガイドラインにおいて、医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師が受けなければならないとされる「法医学等に関する一定の教育」研修を、日本医師会が厚生労働省の委託を受け、別紙の通り開催することとなりました。

貴会におかれましては、上記の制度趣旨をご理解いただき、看護師を対象とする標記研修会についての情報提供にご高配賜りますようお願い申し上げます。



「医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修会」

概要

1 期日及び会場

- (1) 鹿児島会場（鹿児島県医師会館） 定員 30名
令和2年1月25日（土）、26日（日）
- (2) 東京会場（日本医師会館） 定員 30名
令和2年2月14日（金）、15日（土）
- (3) 大阪会場（ホテル メルパルク大阪） 定員 30名
令和2年3月20日（金・祝）、21日（土）

2 対象者

原則として、以下の要件（ア～カ）のすべてを満たす訪問看護事業所の看護師

- (ア) 看護師としての実務経験5年以上を有し、その間に患者の死亡に立ち会った経験が3例以上ある。
- (イ) 看護師としての実務経験のうち、訪問看護または介護保険施設等において3年以上の実務経験を有し、その間に患者5名に対しターミナルケアを行った※1ことがある。

※1 ここでいう「ターミナルケアを行った」とは、訪問看護においては、患者の死亡日及び死亡前14日以内に、2回以上の訪問看護を実施し、ターミナルケアに係る支援体制について患者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合をいう。

また、介護保険施設等においては、当該施設の看取りに関する指針等に基づき、看護師が対象となる入居者に対するターミナルケアに関する計画の立案に関与し、当該計画に基づいてターミナルケアを行った場合をいう。

- (ウ) 実務においてICTを活用して連携している医師に、研修受講について説明し、同意を得ていること。（医師の同意書を提出）
- (エ) 「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」を読んでいること
- (オ) 所属施設で業務上タブレットまたはスマートフォン等を使用していること
- (カ) 所定の期間内に2体以上の死体検案又は解剖に立ち会う実地研修※2が履修できること

※2 ここでいう「実地研修」とは、大学法医学教室及び監察医務機関において、死体検案や解剖見学に参加することを通じ、死の三兆候や死後硬直等の法医学等に関する講義で学ぶ内容を実際に観察する研修をいう。

3 プログラム

別添参照

4 備考

2日間の講義・演習および実地研修の全てのプログラムを履修した者に修了証を交付する。

※ 詳細は本研修会の案内サイト http://www.med.or.jp/people/info/doctor_info/008996.html をご参照ください。

令和元年度 在宅看取りに関する研修事業
 医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修会

鹿児島〈1日目〉令和2年1月25日(土)		
東京〈1日目〉令和2年2月14日(金)		
大阪〈1日目〉令和2年3月20日(金・祝)		
時間	内容	講師
9:00	開講	
9:00～9:10	挨拶	<ul style="list-style-type: none"> ・日本医師会 ・大澤 資樹(東海大学医学部基盤診療学 法医学教授) ・厚生労働省医政局
9:10～10:10	わが国の死因究明制度	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省医政局担当者
10:20～12:00	法医学に関する一般的事項① ・死因論 ・内因性急死	木林 和彦 (東京女子医科大学医学部法医学講座 教授)
12:00～13:00	昼休憩	
13:00～14:00	法医学と看護	柳井 圭子 (日本赤十字九州国際大学 教授)
14:10～17:00	実際に使用する機器を用いた医師との 情報伝達のシミュレーション① ー死亡確認後の説明と死亡診断書の 交付の仕方ー (含む DVD 視聴)	〈進行〉 大澤 資樹 (東海大学医学部基盤診療学系法医学 教授)

鹿児島〈2日目〉令和2年1月26日(日)		
東京〈2日目〉令和2年2月15日(土)		
大阪〈2日目〉令和2年3月21日(土)		
9:00～10:30	法医学に関する一般的事項② ・外因死	美作 宗太郎 (秋田大学大学院医学系研究科医学専攻社会 環境医学系法医学講座 教授)
10:40～12:00	ICT を利用した死亡診断等の制度を活 用する利用者・家族に対する意思決定支 援～死亡前から死亡後に至る利用者・家 族への接し方～	尾崎 章子 (東北大学大学院医学系研究科 教授)
12:00～13:00	昼休憩	
13:00～14:20	ICT を利用した死亡診断に関する在宅 看取りの実践についての意見交換	〈進行〉 尾崎 章子 (東北大学大学院医学系研究科 教授)
14:30～15:20	実際に使用する機器を用いた医師との 情報伝達のシミュレーション② ー復習ー	
15:20～15:30	閉会挨拶	
15:30～16:00	実地研修、修了証交付の手続き等に関する 説明、アンケート記入	事務局

2019年11月27日

令和元年度在宅看取りに関する研修事業「医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修会」

主催：公益社団法人日本医師会（厚生労働省委託事業）

日本医師会では、令和元年度厚生労働省在宅看取りに関する研修事業の委託を受け、「医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修会」を開催することとなりました。

情報通信機器（ICT）を用いた死亡診断等の取扱いについては、「規制改革実施計画」（平成28年6月2日閣議決定）において、在宅での穏やかな看取りが困難な状況に対応するため、医師が自らの診療下にある患者について、受診後24時間経過して死亡した場合であっても、下記a～eのすべての要件を満たす場合には、医師が対面での死後診察によらず死亡診断を行い、死亡診断書を交付することができるよう、早急に具体的な運用を検討し、規制を見直すこととされました。

これを受け、平成28年度厚生労働科学研究において情報通信機器（ICT）を用いた死亡診断等を行う際の基本的考え方、具体的手順等についての研究がなされ、その結果を踏まえ「[情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン](#)」（以下、「本ガイドライン」）が策定されたところです。

- a 医師による直接対面での診療の経過から早晚死亡することが予測されていること
- b 終末期の際の対応について事前の取決めがあるなど、医師と看護師の十分な連携が取れており、患者や家族の同意があること
- c 医師間や医療機関・介護施設間の連携に努めたとしても、医師による速やかな対面での死後診察が困難な状況にあること
- d 法医学等に関する一定の教育を受けた看護師が、死の三兆候の確認を含め医師とあらかじめ決めた事項など、医師の判断に必要な情報を速やかに報告できること
- e 看護師からの報告を受けた医師が、テレビ電話装置等のICTを活用した通信手段を組み合わせることで患者の状況を把握することなどにより、死亡の事実の確認や異状がないと判断できること

今般、本ガイドラインにおいて、医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師が受けなければならないとされる「法医学等に関する一定の教育」研修を、日本医師会が厚生労働省の委託を受け、「医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修会」として、以下のとおり開催することとなりましたのでご案内いたします。

■研修会概要

開催日時

- 【鹿児島会場】 令和2年1月25日（土）・26日（日）の2日間 定員30人
- 【東京会場】 令和2年2月14日（金）・15日（土）の2日間 定員30人
- 【大阪会場】 令和2年3月20日（金・祝）・21日（土）の2日間 定員30人

参加費

教材費として2,500円（交通費・宿泊費は受講者負担）

対象者

原則として、以下の（ア）（イ）（ウ）（エ）（オ）（カ）のすべてを満たす訪問看護事業所の看護師

（ただし、（イ）を満たさない時にも、受講を認める場合がありますので、お問い合わせください。）

（ア）看護師としての実務経験5年以上を有し、その間に患者の死亡に立ち会った経験が3例以上ある。

（イ）看護師としての実務経験のうち、訪問看護または介護保険施設等において3年以上の実務経験を有し、その間に患者5名に対しターミナルケアを行った（※1）ことがある。

※1ここでいう「ターミナルケアを行った」とは、訪問看護においては、患者の死亡日及び死亡前14日以内に、2回以上の訪問看護等を実施し、ターミナルケアに係る支援体制について患者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合をいう。また、介護保険施設等においては、当該施設の看取りに関する指針等に基づき、看護師が対象となる入居者に対するターミナルケアに関する計画の立案に関与し、当該計画に基づいてターミナルケアを行った場合をいう。

（ウ）実務においてICTを活用して連携している医師に、研修受講について説明し、同意を得ていること。

（エ）「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」を読んでいること。

（オ）所属施設において、業務上でタブレットまたはスマートフォン等を使用していること。

（カ）3会場いずれかの研修会を受講した後、令和2年9月30日までに実地研修（※2）を履修できること。

※2ここでいう「実地研修」とは、大学法医学教室及び監察医務機関において、死体検案や解剖見学に参加することを通じ、死の三兆候や死後硬直等の法医学等に関する講義で学ぶ内容を実際に観察する研修をいう。

■研修プログラム

開催日時

【鹿児島会場】 令和2年1月25日（土）・26日（日）の2日間 定員30人

【東京会場】 令和2年2月14日（金）・15日（土）の2日間 定員30人

【大阪会場】 令和2年3月20日（金・祝）・21日（土）の2日間 定員30人

研修内容

①法医学に関する講義・演習

②看護に関する講義・演習


③法医学に関する実地研修（2体以上の死体検案又は解剖への立ち会い）

※受講記録票で受講状況の管理を行い、①②③すべてのプログラムを履修した場合に修了証を交付する。

<各会場共通>

1日目		
	9:00~9:10	開講・挨拶
講義	9:10~10:10	「わが国の死因究明制度」
講義	10:20~12:00	「法医学に関する一般的事項① ・死因論 ・内因性急死」
講義	13:00~14:00	「法医学と看護」
講義+演習	14:10~17:00	「実際に使用する機器を用いた医師との情報伝達のシミュレーション① -死亡確認後の説明と死亡診断書の交付の仕方-」
2日目		
講義	9:00~10:30	「法医学に関する一般的事項② ・外因死」
講義+演習	10:40~12:00	「ICTを利用した死亡診断等の制度を活用する利用者・家族に対する意思決定支援 ~死亡前から死亡後に至る利用者・家族への接し方~」
グループディスカッション+発表	13:00~14:20	「ICTを利用した死亡診断に関する在宅看取りの実践についての意見交換」
演習	14:30~15:20	「実際に使用する機器を用いた医師との情報伝達のシミュレーション②-復習-」

◆研修申込・受講に関する留意事項◆

- ・研修会については、「受講申込書 兼 受講に関する医師の同意書」※に必要事項を記入の上、**令和元年12月16日（月）必着**で郵送にてお申込みください。
※「受講申込書 兼 受講に関する医師の同意書」  (ダウンロードしてご利用ください)
- ・受講決定者には電話連絡のうえ、**令和元年12月24日（火）**以降に、参加票、プログラム、地図等を郵送いたします。なお、受講会場については、本会で検討のうえ連絡いたします。
- ・法医学に関する実地研修（2体以上の死体検案又は解剖への立ち会い）については、受け入れ可能な機関で受講します。（受け入れ可能な機関については、研修会時にお知らせします。）
- ・受講記録票で受講状況の管理を行い、2日間の講義・演習および実地研修すべてのプログラムを履修した場合に修了証を交付します。

【問い合わせ先】

公益社団法人 日本医師会
医事法・医療安全課
〒113-8621 東京都文京区本駒込2-28-16
TEL：03-3942-6484／FAX：03-3946-6295
e-mail：mitori19@po.med.or.jp



ホーム

公益社団法人 日本医師会

〒113-8621
東京都文京区本駒込2-28-16
TEL：03-3946-2121(代表)
FAX：03-3946-6295

[ご感想はこちら](#)

国民のみなさまへ

新着情報

医師のみなさまへ

新着情報

日本医師会について

日本医師会長からの挨拶

日本医師会の概要

日本医師会の組織

業務及び財務等に関する資料

交通アクセス

医師会紹介パンフレット

医師会創立記念誌

新公益法人制度

競争的資金等の適正管理に向けた取り組みについて

受講申込者氏名 ()

受講者選考の参考としますので、必ず以下の設問にもご回答ください。

(該当するものにチェック (☑) してください。)

1. あなたの所属施設の所在地は、下記のいずれに該当しますか。

離島 へき地 (※) その他

(※) 医療保険・介護保険で、地域に対する加算の要件となっている地域を一カ所でも含む場合には「へき地」にチェック (☑) してください

2. 所属施設の利用者の居住地として、下記の地域を含みますか。

離島 へき地 (※) その他 (※) は設問1と同じ

3. この研修を受講しようと思った動機をお聞かせください。

4. 業務において ICT を利用し、所属施設以外の施設と患者情報のやりとりを行っていますか。

行っている 行っていない

以下は、アンケートです。(任意回答)

1. 業務において ICT を利用している方にお尋ねします。(利用していない場合は、回答不要です。)

①利用しているシステム名を具体的にお答えください。

②利用しているシステムには、セキュリティ下での画像の送受信機能やテレビ電話機能がありますか。

画像の送受信機能 あり なし

テレビ電話機能 あり なし

③ICT を利用するにあたり、機器の購入費、システムの維持費は誰が負担していますか。

機器購入費 所属施設・事業所 連携相手の施設・機関等 その他()

システム維持費 所属施設・事業所 連携相手の施設・機関等 その他()

上記費用に対する公的な支援があれば、具体的な支援内容をお答えください。

2. 研修受講に関する交通費・宿泊費はどこが負担していますか。

自己負担 所属している事業所・法人 都道府県等(基金 それ以外_____)

記入いただいた個人情報は、この研修会以外の目的では利用いたしません。

申込につきましては、以下の宛先まで“郵送”してください。(令和元年12月16日必着)

〒113-8621 東京都文京区本駒込2-28-16 日本医師会 医事法・医療安全課